

# よいた

町だより 町長川上太平書

No. 94 4月号

■発行／与板町（代表者与板町長川上文平） ■編集  
与板町だより編集委員会



とじて保存して下さい

## さあー きょうから1年生！

小学校に、中学、高校、大学へと新しく入学する子どもさんにとっては人生の一つの閑門に立ったわけです。とくにまだ小さい小学校のお子さんと、今までと全くちがった環境にはいります。親も子も、洋々とした人生の門出に胸をふくらませている新学期。学校のたのしさを憶え、お友達がふえ、勉強のたのしさも生まれる時です。帰ってきたお子さんに「今日なにがあったか、みんな報告させなければ遊びに出してもらえない」と思いこませるのが、お母さんの一番悪い家庭教育だと思ってください。

自由に……のびのびと……。

永き日を 嘸り足らぬ 雲雀かな

—芭蕉—

## 一人口の動き

3月31日現在

人 口	7,826人	(-47人)
男	3,796人	(-25人)
女	4,030人	(-22人)
世 带	1,789	(- 3 )
出生	10人	死亡 7人
転入	30人	転出 80人

新年度予算きまる……………	2
町政功労者を表彰……………	5
制度資金の一部変更……………	5
越後交通軌道廃止に対 する町の考え方……………	5
県知事選挙は……………	6
みんな健康明るい家庭……………	6
税金のはなし……………	6
社教コーナー……………	7
ポストコーナー……………	7
お知らせ……………	8
保健衛生だより……………	8

## おもな内容は

よいた町だより 49. 4. 10 発行

# 保健衛生だより

- |                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| 4月15日(月)                    | 13時30分から15時 |
| 一般健康相談                      | 母子センター      |
| 4月16日(火)                    | 13時30分から15時 |
| 乳児検診                        | 母子センター      |
| 4月18日(木)                    | 13時30分から15時 |
| 種痘判定                        | 母子センター      |
| 対象者 S.47.1.1～S.47.12.31迄出生児 |             |
| 4月22日(月)                    | 13時30分から15時 |
| 2才児検診                       | 母子センター      |
| 対象者 S.46.5.1～S.46.10.31迄出生児 |             |
| 5月7日(火)                     | 13時30分から15時 |
| ツベルクリン反応                    | 母子センター      |
| 対象者 S.47.4.2～S.48.4.1迄出生児   |             |
| 5月8日(水)                     | 13時30分から15時 |
| 妊婦検診                        | 母子センター      |
| 5月9日(木)                     | 13時30分から15時 |
| ツ反判定及BCG                    | 母子センター      |
| 対象者 S.47.4.2～S.48.4.1迄出生児   |             |
| 5月13日(月)                    | 13時30分から15時 |
| 一般健康相談                      | 母子センター      |

今まで町の母子健康センターの隣りで親しまれてきた「県立与板保健所」がこのたび越後交通電車線路の東側、稻荷町うらに移転することになりました。

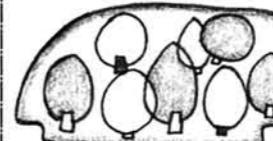
鉄筋二階建の新庁舎で、今後とも一層私たちの健康を守るために、仕事をしてもらうわけです。

引越しは四月二十三日ですが、前後一週間位は整理などの予定です。

商業統計調査が

**5月1日に行なわれます**  
与板町を10の区域に分け、それぞれ1人づつ、10人の調査員の方から巡回していただきます。  
よろしく御協力ください。

**緑の羽根**  
街頭募金運動に協力を  
**4月1日～30日**



都野神社前

13時30分 10時30分



この会計の特色として医療費に見合う保険税を徴収するというたてまえから、年々保険税も増加しております。

すでに実施されている老人医療の無料化をはじめとし、乳児・妊娠婦・ひとり暮し老人・重度心身障害児者の無料化や、診療報酬の引きあがに統一して、本年度からは更に、これらに適用されていた「所得制限の廃止」、五十年一月から実

施予定の「高額医療費支給制度」など、医療費増加の要因が多くなっていますが、少しでも税負担を軽くするよう努力いたします。

正しい医師のかかり方をして、国保会計の健全化に御協力をねがいます。

『高額医療費支給制度』とは、一ヶ月の一部負担金が、その超えた部分を国保が負担するという制度です。

正しく医師のかかり方をして、国保会計の健全化に御協力をねがいます。

するという努力いたします。

て国保会計の健全化に御協力を下さい。

一

【5】

【4】

49. 4. 10発行

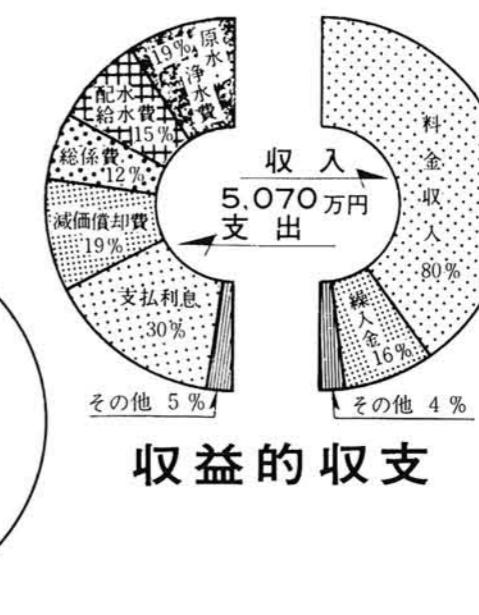
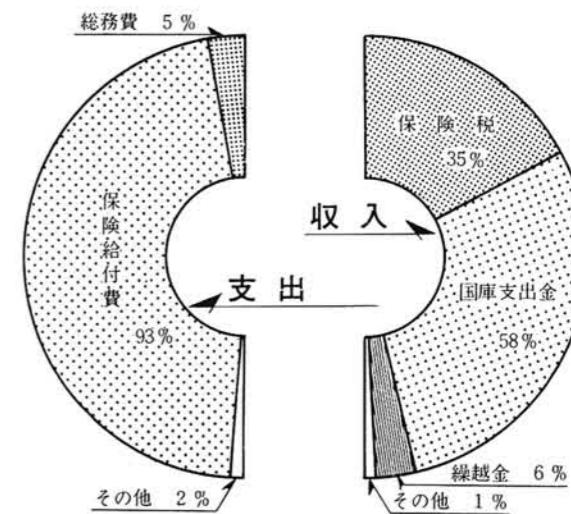
## 国保会計予算

### 総額

1億3,009万5千円

1世帯当り 保険税 療養給付金	39,480円 147,173円
被保険者1人当り 保険税 療養給付金	10,190円 37,987円

## 水道事業会計予算



よいた町だより

◆ 収入では

みなさんから負担していただけ保険税は、収入全体の三分の一に当る、四千五百万円を見込んでいます。国庫支出金は、七千六百万円で全収入の六割近くになります。これは療養給付費や事務費・財政調整などに充てるための補助金です。このほか一般会計からの繰入金が百五十万円・前年繰越金が七百万円などと

◆ 支出では

みなさんが医者にかかる時支払うための、療養給付費が、支出の大部に当る一億二千八百万円、割合では九十三パーセントを占めています。これが保険給付費や事務費・財政調整などの費用に七百万円、その他保健婦設置に要する費用などを計上しています。健康管理に十分注意され

なっています。

◆ 収入では

は、年々経営諸経費が上昇してきています。この経費増加分は、本来ならば受益者の負担(料金改定)と企業の努力(経費の節減と合理化)とでこれを補うべきですが、昨今の物価情勢では、家計に及ぼす影響などを考え、できるだけ経営の合理化を行ない本年度は料金改定はおさえています。次が国保運営事務に要する費用に七百万円、その他保健婦設置に要する費用などを計上しています。健康管理に十分注意され

なっています。

◆ 収入では

なんといつても料金收入が根本になりますが、現行料金は、四十五年六月に改定されたものです。本年度は、料金改定をしないので、生活環境の改善などによる使用量の伸びによって料金收入の増加を考えています。この料金收入は、全収入の八割・四千万円を見込んでいます。

◆ 支出では

借入金の元利償還に料金収入の五十六パーセントに入れを計上しました。

◆ 支出では

次が料金改定を行なわるためにその措置として、一般会計から八百万円の繰入金を見ました。

一

よいた町だより

## 町政功労者を表彰



### 制度資金の条件がかわります

#### 一設備近代化資金

あります。

この資金は、与板町が中

小企業者等に経営合理化の

ための設備近代化に要する

資金の一部を貸し出して、

中小企業の振興を図る目的

で行なつております。

この月から貸付金利子等が

次のように変わりました。

貸付金利子は、貸付額に

融資利率年7.5%

貸付限度額(現行一〇〇万円)

希望融資額について

は、貸付枠に限度があ

りますので、減額又は

期間短縮される場合も

例を定めて毎年該当者を表

彰式を行ない、次の八

例を定めます。

(順不同)

長谷川 金二郎氏

夫氏

門藤 良夫氏

あります。

この資金は、与板町が中

小企業者等に経営合理化の

ための設備近代化に要する

資金の一部を貸し出して、

中小企業の振興を図る目的

で行なつております。

この月から貸付金利子等が

次のように変わりました。

貸付金利子は、貸付額に

融資利率年7.5%

貸付限度額(現行一〇〇万円)

希望融資額について

は、貸付枠に限度があ

りますので、減額又は

期間短縮される場合も

例を定めます。

(順不同)

この資金は、与板町が中

小企業者等に経営合理化の

ための設備近代化に要する

資金の一部を貸し出して、

中小企業の振興を図る目的

で行なつております。

この月から貸付金利子等が

次のように変わりました。

貸付金利子は、貸付額に

融資利率年7.5%

貸付限度額(現行一〇〇万円)

希望融資額について

は、貸付枠に限度があ

りますので、減額又は

期間短縮される場合も

例を定めます。

(順不同)

この資金は、与板町が中

小企業者等に経営合理化の

ための設備近代化に要する

資金の一部を貸し出して、

中小企業の振興を図る目的

で行なつております。

この月から貸付金利子等が

次のように変わりました。

貸付金利子は、貸付額に

融資利率年7.5%

貸付限度額(現行一〇〇万円)

希望融資額について

は、貸付枠に限度があ

りますので、減額又は

期間短縮される場合も

例を定めます。

(順不同)

この資金は、与板町が中

小企業者等に経営合理化の

ための設備近代化に要する

資金の一部を貸し出して、

中小企業の振興を図る目的

で行なつております。

この月から貸付金利子等が

次のように変わりました。

貸付金利子は、貸付額に

融資利率年7.5%

貸付限度額(現行一〇〇万円)

希望融資額について

は、貸付枠に限度があ

りますので、減額又は

期間短縮される場合も

例を定めます。

(順不同)

この資金は、与板町が中

小企業者等に経営合理化の

ための設備近代化に要する

資金の一部を貸し出して、

中小企業の振興を図る目的

で行なつております。

この月から貸付金利子等が

次のように変わりました。

貸付金利子は、貸付額に

融資利率年7.5%

貸付限度額(現行一〇〇万円)

希望融資額について

は、貸付枠に限度があ

りますので、減額又は

期間短縮される場合も

例を定めます。

(順不同)

この資金は、与板町が中

小企業者等に経営合理化の

ための設備近代化に要する

資金の一部を貸し出して、

中小企業の振興を図る目的

で行なつております。

この月から貸付金利子等が

次のように変わりました。

貸付金利子は、貸付額に

融資利率年7.5%

貸付限度額(現行一〇〇万円)

希望融資額について



## 簡易保険団体貸付の御案内

ごろ簡易保険に深いご理解をいただき、ま方りにあります。さてみなさの地域・グループ等では、共同で何かをつくり、または購入したいが先立つものが……とお悩みではないでしょうか。そんなときご活用いただきたいのが「簡易保険の団体貸付」です。

かんいほけんの団体貸付とは……

郵便局の簡易保険をご利用いただくみなさまの福祉充実のため低利で融資する制度です。

貸付の条件

対象は=簡易保険の契約者が15人以上集まつてつくるときの資金をお貸しします。

貸付金額は=ご加入になっている保険契約の月額保険料(傷害特約部分の保険料は除かれます)の30倍までです。

貸付期間は=5年

貸付利率は=年6パーセント

返済方法は=年1回・貸付金額の5分の1とそ

の期間の利息を郵便局へ払い込んでいただきます。不動

担保・保証人は=貸付金額が高額のときは、不動

産担保を。それ以外は貸付けを受けられる各契約者

に連帯保証人をそれぞれ一名たてていただきます。

融資できる施設は=地域全体の利益となる施

設…集会・防火防犯の各施設

共同の利益となる施設…育苗・養魚施設・農機具

共同で使用する施設…共同作業施設・教育用器

具など

「家庭教育学級」名前を聞くと難しそうですが、月に一~二回児童を育てるお母さん達と公民館に集まり先生のお話を聞いたり、自分の子供はこうなんですが生懸命勉強してきました。渡辺豊八先生の「絵」は子供の心をのぞくめがねであります。絵を見て上手下手でなく、元気が良いのか悪いのか、おもしろいのかおもと質問をしたり、皆さん一生懸命勉強してきました。

大切な選挙です。

私達の投する清い一票が

県の政治を左右し、私達の影響をもたらします。

明日から生活にも大きな影響をもたらします。

私達の投票をもたらします。

大切な選挙です。

私達の投する清い一票が

県の政治を左右し、私達の影響をもたらします。

明日から生活にも大きな影響をもたらします。

私達の投票をもたらします。

大切な選挙です。

私達の投票をもたらします。

大切な選挙です。